

大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保緊急支援事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 府は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる医療提供体制を整備するため、予算の定めるところにより、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保する医療機関に対し、大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保緊急支援事業費補助金を交付するものとし、その交付については、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和5年4月5日付け厚生労働省発医政0405第2号、発健0405第1号、発薬生0405第56号に定める交付要綱）、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和5年4月5日付け厚生労働省医政発0405第3号、健発0405第1号、薬生発0405第1号に定める実施要綱）及び大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 この補助金の対象施設及び病床は次のとおりとする。ただし、休床とした病床については、稼働病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は1床あたり2床まで）

- (1) 府の依頼に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関が当該患者等の入院のために確保した病床及び当該患者等を受け入れるために休床とした病床
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者の受入実績があり医療機関等情報支援システム（G-MS）に入院受入状況等を確実に入力する医療機関で発生した院内感染に対応するために空床及び休床とした病床

(補助の対象となる期間)

第3条 この補助金の対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

ただし、前条（1）に規定する医療機関については、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとし、前条（2）に規定する医療機関については、院内感染が発生した日から、最後の陽性者が療養解除となった日（上限）までの期間とする。

(補助の対象となる経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、空床及び休床に係る経費とする。空床及び休床に係る対象経費については、次の表の第2欄に定める経費とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 特定機能病院等の稼働病床及び休止病床の病床確保	病床確保に係る経費	10分の10

<p>料の上限</p> <p>(1) ICU 1床当たり174,000円/日</p> <p>(2) HCU 1床当たり85,000円/日</p> <p>(3) 重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床(療養病床含む) 1床当たり 16,000円/日</p> <p>(4) 上記以外の病床 1床当たり30,000円/日</p> <p>2 その他医療機関の稼働病床及び休止病床の病床確保料の上限</p> <p>(1) ICU 1床当たり121,000円/日</p> <p>(2) HCU 1床当たり85,000円/日</p> <p>(3) 重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床(療養病床含む) 1床当たり 16,000円/日</p> <p>(4) 上記以外の病床 1床当たり29,000円/日</p> <p>※ただし、第2条(1)に規定する医療機関が療養病床を稼働病床及び休止病床とする場合については、一般病床とみなして病床確保料の対象とすることができるものとする。</p>	<p>委託料、補助及び交付金、病床確保料</p>	
---	--------------------------	--

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算定された額の合計金額とする。

(1) 前条の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の

端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の場合において、令和5年10月1日以降に特定機能病院等としての要件を満たした医療機関については、令和5年10月1日に遡及して、前条の表の第1欄に定める基準額を適用する。
- 3 この補助金の交付決定を受けた後、前条に定める基準額と異なる基準額を適用して再び交付決定する場合は、再び行う交付決定に係る補助の対象となった期間において、前項までの規定により算定した額から、すでに交付を受けた補助金の額を差し引いて交付額を算定する。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項による申請書(様式第1号)は、知事の定める日までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、この補助金に関し、初めて交付を申請するとき又はすでに提出していた書類の内容に変更が生じたときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 様式第1-2号 要件確認申立書
- (2) 様式第1-3号 暴力団等審査情報
- (3) 様式第1-4号 口座振替依頼書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(経費等の内容変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の減額を伴う事業内容の変更とする。

- 2 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書(様式第3号)に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業の内容の変更により交付決定の額を変更する必要がある場合は、前項の例によりすることができる。
- 4 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第8条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者に対し報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に実地に立ち入り、運営の状況若しくは帳簿、書類その他補助事業に関係のある物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助事業完了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(補助金交付の申請の取下げ)

第9条 この補助金の交付を申請した者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、知事が定める期日までに実績報告書(様式第2号)に関係書類を添付して提出することにより行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、必要があると認められるときは、規則第5条の規定による補助金の交付の決定後、その交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付できるものとする。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとするものは、知事が求めた場合は速やかに補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第12条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、この補助金の交付を受けた補助事業者が、以下(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が附した条件を遵守しなかったとき

(2) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき

(3) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

2 規則第13条の規定による補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、規則第16条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利**10.95%**の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(他の補助金等との重複の禁止)

第14条 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第15条 特別の事情により第4条、第6条、第8条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第16条 第6条、第7条に掲げる申請、第10条、第12条に掲げる報告及び第11条に掲げる請求は、その規定にかかわらず、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機と当該申請又は届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。また、その申請又は実績は、知事の必要と認める書面により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。

2 前項の規定により行われた申請又は報告は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに知事に到達したものとみなす。

附 則（令和5年4月27日感支第1234号）

この要領は、令和5年4月27日から施行し、令和5年4月1日から適用する

附 則（令和5年5月9日感支第1274号）

この要領は、令和5年5月9日から施行し、令和5年5月8日から適用する

附 則（令和5年6月28日感支第1499号）

この要領は、令和5年6月28日から施行する。

附 則（令和5年8月14日感支第1745号）

この要領は、令和5年8月14日から施行する。

附 則（令和5年10月10日感支第1969号）

この要領は、令和5年10月10日から施行する。

附 則（令和5年11月1日感支第2072号）

この要領は、令和5年11月1日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和5年12月5日感支第2201号）

この要領は、令和5年12月5日から施行する。

附 則（令和6年2月27日感支第2484号）

この要領は、令和6年2月27日から施行する。